

障害児支援見直しの動向と課題

全国重症心身障害児(者)を守る会 顧問 山崎國治

参考資料 平成20年3月18日厚生労働省開催

第1回障害児支援見直しに関する検討会

平成20年1月25日

「障害児支援の見直しに関する検討チーム」の設置について

1 設置

障害児支援（発達障害を含む。）の見直しに関する検討を行うため、障害者自立支援推進本部に、検討チームを設置する。

2 検討項目

検討チームは、以下の項目を中心に、障害児支援の見直しに関する検討を行う。

(1) ライフステージに応じた一貫した支援の方策

ア) 早期発見・早期対応

▲ 母子保健施策と障害児福祉の連携の在り方 等

イ) 就学前の支援

▲ 保育所等での障害児の受入の現状と課題

▲ 通園施設や児度サービスの役割と在り方 等

ウ) 学齢期・青年期の支援

▲ 福祉と教育の連携の在り方

- ▲ 放課後等の支援の在り方
- ▲ 児童精神科医療と福祉の連携の在り方
- ▲ 職業教育の在り方 等

エ) ライフステージを通じた相談支援

- ▲ 乳幼児期から青年期に至るまでの一貫した個別支援の在り方等

(2) 家族支援の方策

(ア) 親の障害受容や養育能力を高めるための支援の在り方

(イ) NPO法人やボランティアなど地域社会による支援の在り方 等

(3) 行政の実施主体

(ア) 障害児施設サービスに係る支給決定や措置事務の実施主体の在り方 等

3 構成員

- 検討会のチーム長は、障害保健福祉部長とし、常任構成員は障害保健福祉部企画課長、同障害福祉課長、同精神・障害保健課長、雇用均等・児童家庭局総務課長、同家庭福祉課長、同育成環境課長、同保育課長、同

母子保健課長とする。

- このほか、検討事項に応じて、チーム長が構成員を指名する。

「障害児自立支援の見直しに関する検討会」 平成20年3月10日

【見直しの基本的な視点】

- 子どもの自立に向けた発達支援
- 子どものライフステージに応じた一貫した支援
- 家族を含めたトータルな支援
- できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援

【具体的な検討事項】

- 障害の早期発見・早期対応策について

- 就学前の支援策について
- 学齢期・青年期の支援策について
- ライフステージを通じた相談支援の方策について
- 家族支援の方策について
- 行政の実施主体について
- その他

「障害児支援の見直しに関する検討チーム」と「同検討会」

本年1月25日、第3回障害者自立支援推進本部・第4回発達障害者対策戦略推進本部が開催された。

この会議で注目すべきことは三つある。

一つは、「障害児支援の見直しに関する検討チーム」の設置。

二つは、「障害者自立支援推進本部」の設置。

三つが、「発達障害対策戦略推進本部」の設置。

以下、「検討チーム」と「検討会」との動向と課題を考察する。

「障害児支援の見直しに関する検討チーム」

★検討項目

①ライフステージに応じた一貫した支援の方策

ア) 早期発見・早期対応

● 母子保健施策と障害児福祉の連携の在り方等

「障害を有する者の健康の保持・増進、精神疾患及び難治性疾患に対する保健サービスについて、福祉サービスとの連携を踏まえたサービスの提供体制について検討し、その充実を図る。」

「保健所等において、障害児の発達について相談・指導を行う。」

※参考資料「障害者基本計画平成14年12月策定」

イ) 就学前の支援

●保育所等での障害児の受入の現状と課題

「乳幼児期における障害児への支援について、障害児施設等による療育や家族への支援を行うとともに、保育所や幼稚園等においても、他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう対応することが子どもの発育にとって重要であるので、障害児を受け入れている保育所や幼稚園等に対し、専門性を持った障害児施設等から巡回支援を実施するなど、環境を整備する。」

※参考資料「重点施策実施5か年計画（後期）」

●通園施設や児童サービスの役割と在り方等

「通園施設」の根拠法は、児童福祉法。「児童サービス」の根拠法は、障害者自立支援法第5条第7項の規定である。この両者に共通するものは、「障害児に対する日中活動サービス」である。

法定施設である「知的障害児通園施設」「肢体不自由児通園施設」と要綱施設である重症心身障害児（者）通園事業」とを、どちらの法律に調整していくのかが注目される。

ウ) 学齢期・青年期の支援

●福祉と教育の連携の在り方

「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との相互理解を深めるための活動を一層促進する。」

「小・中学校等の特別活動等において、障害者に対する理解と認識を深

めるための指導を推進する。」

※ 参考資料「重点施策実施5か年計画（後期）」

●放課後等の支援の在り方

「平成19年度に創設された『放課後子どもプラン』において、放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携を進める。このプランについては、地方分権改革推進委員会からも量事業の一本化を検討するよう指摘をうけている。」

※参考資料「平成20年1月17日 全国厚生労働関係部局長会議資料」

●児童精神科医療と福祉の連携の在り方

「精神疾患や難治性疾患患者に対する治療及び保健サービスについて、福祉サービスとの連携を踏まえたサービスの提供体制について検討し、その充実を図る。」

※参考資料「重点施策実施5か年計画（後期）」

●職業教育の在り方等

※参考資料「重点施策実施5か年計画『社会的及び職業的自立の促進』」

エ) ライフステージを通じた相談支援

●乳幼児期から青年期に至るまでの一貫した個別支援の在り方等

「障害のある子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画（個別の支援計画）を策定して効果的な支援を行う。」

「障害のある子どもの社会的・職業的自立を促進するため、教育、福祉、医療、労働等の幅広い観点から適切な支援を個別の支援計画の策定など障害の

ある子ども一人一人のニーズに応じた支援体制を構築する。」

※ 参考資料「障害者基本計画平成14年12月策定」

「教育、福祉、医療、保険、労働関係機関等が緊密な連携の下、一人一人のニーズに応じた適切な支援を一貫して行うため、学校において、個別の教育支援計画の位置付けの明確化、その策定・活用の推進を図る。」

※ 参考資料「重点施策実施5か年計画（後期）」

① 家族支援の方策

●親の障害受容や養育能力を高めるための支援の在り方

「障害者の自立に重要な役割を担う家族に対する支援策の充実を図り、家庭における障害者の自立への取組を支援する。」

※参考資料「障害者基本計画平成14年12月策定」

●NPO法人やボランティアなど地域社会による支援の在り方等

「支援体制は、障害者本人、ボランティア、地域住民の参加の下に関係機関の緊密な地域的協力により構築する。」

※ 参考資料「障害者基本計画平成14年12月策定」

② 行政の実施主体

●障害児施設サービスに係る支給決定や措置事務の実施主体の在り方等

「障害児のサービス体系の在り方については、児童の福祉の向上、自立支援、障害児を抱える家族の支援、保育施策など児童に対する一般施策や特別支援教育との連携の強化等の観点から検討。その際、児童相談所による措置との関係や、障害児のサービスの実施主体の在り方にも留意。」

※ 与党障害者自立支援法の抜本的見直し報告書（資料参照）

以上、11項目の「検討事項」について参考となる資料を紹介した。

それにしても、支援法附則第3条第1項「障害児の児童福祉施設への入所に

係る実施主体の在り方等」の検討が、わずか一行の項目で済む内容ではあるまい。以下、考察すべき課題を指摘しておく。

【課題】

- ◎ 障害児施設の見直しを、具体的にどのように整理するのか。
- ◎ 障害児に関する障害程度区分の指標をどのように策定するのか。
- ◎ 障害児施設の給付主体を都道府県から市町村へ移すのか。
- ◎ 障害児施設と障害者自立支援法の「介護給付サービス」との関係をどのように調整するのか。（療養介護型と生活介護型への適用問題）
- ◎ 重症心身障害児（者）通園事業と他の通園施設との調整をどうするのか。
- ◎ 発達障害者支援法の「発達障害児」との関係をどのように調整するのか。